

青森県農会報65号

誌名	青森縣農會報
ISSN	
著者名	
発行元	青森縣農會 (青森縣廳内)
巻/号	65号
巻号補足	
掲載ページ	p. 1-47
発行年月	1917年7月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



分の費となる油断ならぬは秋入なり

一、村納の大乳は湿り稻は外廻りへ斗り積可申干立悪敷稻を積重ねてはほどの程斗りかたし湿めり稻をば別段に小乳にも積置へし倍て村納を大乳は大根形と蕪形と兩様の積方あり好み々と云ながら大根形にしかずとは雪附すしたり稻多く無之候苦や齋を用意して家岸は田乳も齋ふたすべし村納の大乳も積懸けにし等懸てすれ稻の無き様にも成事なり此故に農家には外馬屋其外小家建て持冬飼草や苦齋など兼而多く用意置べし

一、我等大乳へ水入て大苦勞致候齋は肥しの如く朽腐り齋く腐るほとりにて粗は不殘萌立既に身代潰れと家内は何も手に附ず隣り近所見廻の人も膽を消し十方に暮し候處庄屋殿より御斷被下を御見分衆御下り御收納米之内上納御免被下置御手當を以助り申候借て烈しき物は太乳へ水の入たるなり大乳の積様は極大切の事に候

御 收 納

一、農家の稻こなし場は諸家も座鋪也夏中能土にて米一粒も塵抹にならぬ様念を入ぬく置べし米搗摺場外に持べし外に持事成兼候族は居間にて米拵致なれば能齋筵用意置べし屑米碎の類を入置飯米とすべし世の詞に絹織る者は絹を着ぬ産織者は産敷すとは親妻子を養はんためなれば能米は上納にし其次は賣米にもし屑米碎米飯米にする事は農務の常なれば屑碎米大切に致すべし

一、東根通りの人の咄に着みこの細繩にて俵をあみ候得ば臥同前にて粟入ても俵より残り捨りなし今程早やく上納米も大方は齋みこの細繩にて俵をあみ候よし東根と違ひ齋みと矩くみこ取方早放取不申候併屑米碎米入候分はかりもみこ繩にて俵あみ用たき事なり連々手馴候はゞ米塵抹にならず勘よろしきことなり

青森縣農會報

第六十五號

大正六年
七月二十日
發行

青森縣農會報第六十五號目次

●論 說

○地方維持の涵養に就て……本會技師 米 山 弘(一)

●農 藝

○苹果害蟲驅除豫防便覽……青森縣農事試驗場昆蟲部 西谷順一郎(三)

○推草の養成法……小林壽耶(一〇)

○椒の貯藏法……(一三)

●雜 纂

○町村農會經營事業調査……本 會(一六)

○大正四 畑作改良事業成績……本 會(二〇)

○模範農家の心得……(二四)

●農 界 事 報

○道府縣農會技術員協議會決議及協議事項……(二五)

○本縣の耕地整理成績……(二七)

○東北六縣の蠶況……(二八)

○海洋調査協議會……(二九)

○副業發明獎勵……(三〇)

○産米検査數量……(三一)

○農産市況……(三一)

○肥料相場……(三一)

●質 疑 應 答

○苹果花腐病に就て……(三三)

●抄 録

○杉實生苗の挿木苗に比し結實し易き理由と其制止法……(三三)

○馬鈴薯と澱粉……(三四)

●本 會 記 事

○補助金交付指令……(三五)

○稻不足に對する應急策……(三五)

○事業獎勵金の交付……(三五)

○稻田除草器の使用指導……(三六)

○技術員の出張……(三六)

●郡 市 農 會 記 事

○大正六年度郡市農會經費豫算……(三七)

○同事業種目調……(三九)

○各郡町村農會事業獎勵金交付規程……(三九)

○東津輕郡平館村農會設立……(四一)

●農 況

○郡農會報告……(四二)

●耕 作 晰

青 森 縣 農 會 報 第 六 十 五 號



地方の維持涵養に就て (四)

本會技師 米 山 弘

農事試験
●六年七月二六
三七八四

地方維持の方法に就て、既に有機物の補給及輪作方法の改善に關し記述したるも、尙耕鋤方法の改良に就て記載せざるべからず、耕鋤の目的は記する迄もなく土壌を反轉し土塊を粉碎して、以て植物根の發育伸長を容易ならしめ、且つ植物營養料の供給を豊富ならしむるにあり、故に耕鋤に當りては、圃場全面を耕起して常に理學的性質を均一ならしむると共に、養料供給をも亦平等ならしむるに努めざれば、例へ前記二項を實行するも、其効果の顯はるゝ事比較的輕少なるべし。

然るに本縣に於ける耕鋤方法は、近來改良時の獎勵と共に、多少改良せられたれども、未だ舊來の方法により耕鋤し播種するもの少からず、即前年作畦なりし部分を反轉破碎し播種するものにして、畦

間なりし部分は單に碎くのみか或は全く耕起する事なきものなり、故に同一土壤にありて理學的性質其他を異にするにより、土地の生産力比較的少なく、而も此の耕鋤方法による時は、總ての管理に不便にして、作物は分蘖等少なく一層生産量の減少を來たす原因となるを以て、將來は改良蒔による耕鋤及播種法を行ひて、土地の生産力を維持すると共に、生産量の多額を期すべきなり。

地力涵養の方法
涵養方法は前號所載の如く、從來比較的地力の薄弱なりし土壤をして、豊富なる地力を有せしむる方法にして、所謂土地改良と概言する處のもの之に屬す、例へば灌漑により含水量少なくて生産力の薄弱なりしものを改良し、排水により含水量多過なるが爲植生に適せざる土地を改良し、又は砂土或は過粘土地を客土法により植生に適せしむるが如き是なり、而して此の方法は普通農家が行ひ得る範圍狭小にして、且つ多くは特別の場合なるを以て茲に記載せず。

以上要するに、地力を維持する事は、農業經營者の最も留意し實行せざるべからざる事たるも、動もすれば收穫其もののみ重きを置き、却つて收穫の根元たる地力を省みざるものあり、農業經營者の一大缺點と云はざるべからず、殊に將來益々工藝作物例へば、麻、亞麻、薯蕷の如き、或は特需作物例へば青豌豆の如き栽培隆盛に赴くに於ては、更に一層考へ及ぼさるべからず、而も其方法甚だ簡單にして、最も重要な有機物の補給は堆肥製造使用によりて適當に且つ經濟的に行はれ得べきを以て尙も農業を合理的にして經濟的に經營せんと欲する者は須らく堆積肥料の製造を行ひ、一方に地力の維持を圖ると共に、他方に於て生産費中最も多額を占むる金肥購入資金の減額を期せざるべからず。



苹果害虫驅除豫防便覽

青森縣農事試驗場昆蟲部 西谷 順 一 郎

第三 浮塵子類 (ウンカ)

種名	被害部	形 態	經 過 習 性	驅 除 豫 防 法
モンキ ヒロヅ ヨコバイ Bythoscopus Mali Matsum.	葉 横道科 に屬す	體長一分五厘乃至二分位全體楔形をなす頭部甚だ大にして黄色前面は扁平複眼暗褐色胸部は頭部に次ぎ大にして暗褐翅鞘は暗黄褐金光あり脚は淡灰黄色雌は大にして翅の基部には大なる黄綠色紋あり幼蟲は一分位に	年一回の發生にして卵態にて越冬するもの如し、幼蟲は翌年五月上旬頃より出現し葉面にありて液を吸収す發生甚だしき時は葉は多くの皺を生じ萎縮するに至る幼蟲は人が之れに近づけば速かに歩行して其體を掩	六月中に打落法を行へば幼蟲を驅殺し得るも本蟲は比較的落下し難し。 除蟲菊石鹼或は魚油石鹼四十倍液を撒布せば最も有効なり。 樹はよく剪定を行ひ

達し全體深黒色著しく扁平頭部甚だ大なり脚は三對共淡黄褐色腹部の下面は淡灰暗色卵は不明なり。

蔽す六月中旬頃に老熟し葉面にありて最後の脱皮を行ひ成蟲となり成蟲は多く七月中旬頃に飛翔し八月上旬に至れば其影を没するに至る、卵は芽側に産むもの如し。

日光空氣の透通を圖るべし。

コミドリ
ヨコバイ
(ウスバ)
ヒメヨコ
バイ
方言
ヒシヤク
Chlorita
flavescens
F.

葉
横造科
に屬す

體長一分二厘内外全體細長にして軟弱其色淡黄綠色頭部淡黄色翅鞘は甚だ薄く末端淡色脚は綠色なり幼蟲は淡黄色稍や透明に近く複眼淡紅褐色無翅にして軟弱卵は未だ見ず本蟲は苹果の外桑茶其他の禾本科植物にも發生す。

年二回以上の發生の如く成蟲にて越冬す、翌年五月頃より出現し葉液を吸収して加害をなす發生多き時は葉は皺を生じて萎縮し淡黄色となりて早く落下するに至る九月頃最も害をなす九月以後に出てたる成蟲は草株或は塵芥中に入りて越冬し翌年出現するものなり。

苹果には多く成蟲のみ發生し葉裏にありて害をなすものなれば石油乳劑二十倍液等を撒布すれば大いに効あり。園及び其附近を清潔にして成蟲の潜伏所を作るべからず。

第四 椿象類 (クサガメ)

種 名
リンゴ
ヒゲボソ
ガメ(ク)
ロメクラ
ガメ
方言
ヒメクラ
Heterocerelylus
flavipes
Mats

被害部
稚葉
花 瓣
雄雌蕊
幼 果
細 角
椿象科
に屬す

形 態
體長一分二三厘位雌は全體光澤ある深黒色複眼大にして頭は三角形をなし翅鞘は稍や角質腹部は著しく膨大し脚は淡黄褐色なり雄は全體暗褐色幼蟲は孵化當時は淡黄白色成長すれば赤褐色となり頭部大にして複眼濃褐觸角淡橙黄色末端膨大す脚は淡白色腹部は膨大す卵は長形の棒状にして少しく彎曲し一端は切斷をなす。

經 過 習 性
年一回の發生にして卵子の有様にて越冬す、翌年五月上旬頃より幼蟲孵化し嫩葉或は花の液を吸収し後ち幼果を侵す被害果は後ち小疣状に突起し外觀を損するに至る成蟲、幼蟲共體より一種の悪液を分泌す幼蟲は軟弱にして潰れ易し六月下旬に至れば老熟して成蟲となり新梢の芽側に産卵管を挿入して一二粒の卵を産む此卵は越冬す成蟲は日中空中を飛翔し幼蟲は捲葉等の中に潜伏す。

驅 除 豫 法
五月中下旬(花の満開期を除く)に除蟲菊石鹼液を數日隔てに二三回撒布すべし幼果の時代に數回打落法を行ふも有効なり幼蟲は甚だ弱くして強き日光に曝露すれば直ちに死滅す其他剪定を適度に行ひ日光の透射をよくすれば發生を少なからしむ。

ナシガメ
ムシ(シ
マクサガ
メ)
Urochela
entecoria
pist

葉 幼梢
椿象科
に屬す

四分位の椿象にして淡暗緑色を帯び背上に淡暗色の斑を装ひ觸角及脚に白環あり幼蟲は暗色にして腹部黄色、卵は樹幹に産まれ暗綠色の寒天狀物にて被はる、體より一種の悪臭を發するも他の椿象の如く甚だしからず日中は樹皮下にあり。

年一回の發生にして幼蟲にて越冬す幼蟲は翌春より出動して葉及幼梢の液を吸収し甚だしきは枯死するに至る八月頃成蟲となり九月中旬頃産卵す、幼蟲は十月下旬孵化し粗皮下にて越冬す、本種は各地に發生する害蟲にして苹果の外梨にも發生す木蟲の被害枝は黒變して垂下す。

秋末の候樹幹面にあ
る卵塊を捕殺すべ
し。
樹を清潔にし潜伏所
を除くべし。
幼蟲に石油乳劑の二
十倍液を撒布すべ
し。

チヤバネ
クサガメ
(クサギ
ガメム
シ)
方言
クサイコ

樹 液
葉 實
椿象科
に屬す

六分位の椿象にして全體暗褐色微小の暗黒小斑を密布す觸角は先端黃褐前胸背の前縁に不明の黃褐點を有し前胸下の兩側は藍色なり、幼蟲は扁平にして暗黒色胸側に淺き鋸齒ありて無翅。

年一回の發生にして成蟲にて越冬し翌年五月上旬より出動し樹液及び櫻桃の果液を吸収し六月中旬頃産卵す同月下旬より孵化したる幼蟲は葉液或は苹果の果液を吸收す、被害果は一種の瘰

五月以後六月に亘り
打落法を行へば多少
効あるも落下途中飛
び去るを以て網を以
て掬ひ取るべし。
七月上旬の頃一葉に
群棲せる幼蟲を捕殺

或はフシ
Halyomorpha
picens
F.

ヨツホシ
ガメムシ
方言
クサイコ

Carpocris
fuscipinis
Boh

葉 液
果 實
椿象科
に屬す

四分五厘位體色は暗色、暗黄色、暗綠色等なり觸角赤褐先端暗黒色前胸の前縁近くに四個の灰色小點を横列す、幼蟲は扁平なる圓形にして體は淡暗綠色を帯び複眼は小豆色、胸部の四個の白點は小なり卵は前種より少しく小形暗色なり。

前種と同様の經過を營み被害植物も同様なり、發生前種より少なきも處に依り却て多き事あり主として山地に多し。
成蟲の出動五月上旬産卵六月下旬孵化七月上旬羽化八月下旬、苹果の主産地たる青森縣にありては南津輕郡竹館地方に多し。
苹果の外櫻桃、梨、桃に發生す。

驅除豫防法は前種と同様にすべし。
すべし之の法は最も効あり。
石油乳劑二十倍液を撒布すべし。

イブキガ
メムシ
方言
アヲクサ
イコ
Acanthosoma
distinctum
pall.

葉 樹液
五分五六厘全體淡綠色にし
て背面は黃綠或は淡暗綠少
しく赤色を帯ふ、幼蟲は扁
平にして淡綠色、卵は楕圓
形にして綠色。

年一回の發生にして前二種
と同様の經過をなす、即ち
成蟲の出動五月上旬産卵六
月下旬孵化七月上旬羽化八
月下旬、本種は其發生多か
らず。

驅除豫防法は前二種
と同様にすべし本蟲
は別名をセアカツノ
ガメとも稱し櫻桃を
害する事あり。

第五 小 蛾 類

種名
リンゴハ
ムグリム
シ(キン
モンホソ
ガ)
方言
ハムグリ

被害部
葉
穀蛾科
潜葉蛾
亞科に
屬す
蛾は二分位の小體にして觸
角は長く胸背に銀白の三縱
條あり翅は細く金光色にし
て莖部に銀白の三縱條あり
其外方に數多の銀白斑あり
後翅暗色縁毛長し、幼蟲は
一分六厘位全體黃色背線部

經過習性
年三回の發生にして蛹にて
越冬す、翌年五月中下旬羽
化産卵す孵化せる幼蟲は葉
肉内に喰入し加害す第二回
の幼蟲は八月第三回の幼蟲
は十月出で十一月上旬に至
れば加害部にありて蛹化し

驅除豫防法
本蟲の驅除法は其だ
困難なり。
比較的有効なる方法
は秋末落葉を集めて
焼却するか堆肥と共
に醗酵せしむべし。
蛾は燈火に集まる事

Lithocolletis
triflor ella
perer

ピストル
ミノムシ
方言
ピストル

葉 花
穀蛾科
筒蛾亞
科に屬
す
體長一分五厘位體は灰白前
翅は細く白色先端に不明の
淡暗斑あり後翅灰白前翅と
共に長さ縁毛あり幼蟲は二
分五厘位黃赤褐にして頭部
は黑色常に拳銃狀の筒内に
あり蛹は褐色筒内にあり。

落葉と共に越冬す、第一回
の發生は極めて少なきも第
二回第三回となるに従ひ多
くなる、本蟲は海棠、ズミ、
洋梨にも發生す。

少なきを以て燈火誘
殺は有効ならず。

Coleophora
Malivorella
Riler

リンゴス
ムシ
方言

葉
穀蛾科
巢蛾亞
外の小黒點を散在す後翅は

年一回の發生にして卵殻下
にある幼蟲にて越冬す、翌
年四月下旬より出動して葉

冬季剪定後即ち四月
中に介殼蟲驅除の目
的にて魚油乳劑を撒

リンゴク
ロコ

Yponomeuta
Malinella
Zell.

科に属す

暗色にして無紋、幼蟲は初め暗黄色なるも後に黒色となり各節に多くの黒點と軟毛あり蛹は圓筒形にして黒褐卵は暗灰色の卵殼に被はれ枝上にあり。

間に密に絲を張り葉を食し之に觸るれば絲を引きて落下す、六月上旬老熟し巢内に蛹化し同月下旬羽化し七月下旬に産卵し八月上旬に幼蟲孵化して其儘卵殼下にて越冬す、苹果の大害蟲にて東北地方に殊に多し。

布すれば枝上の卵殼内の幼蟲を殺す事を得。葉間の巢は見當り次第取り潰殺すべし。飛翔せる蛾を網を以て捕殺すべし。

椎茸養成法講話

小林壽郎

本篇は椎茸養成に關し造詣深き、現上北郡横濱村長小林壽郎氏の記述せしものにして、本縣の如く山林多き地方に於ける副業として有望なるべきを察し、参考に供せんが爲め、掲載せらるるのなり、特に附記す。

一、椎茸の功用

山林に屬する副産物たる固より枚擧するに違あらずと雖、就中最短期に於て最も利益多く、且つ何

人にも容易に出來得べきものは、椎茸養成を措て他にあるを見ず、椎茸は茸中の王にして多量の蛋白質と脂肪とを含有し、滋養分に富み、其販路に至ては内地は勿論海外輸出額も一年に増加して、去る四十年に於ては百六十二萬六千餘斤に達し、此金額百六萬七千五百餘圓にして、其後今日迄五

ヶ年間は非常なる増加を示し、而も尙ほ其需用を充たすに足らずと云ふに至りては、今後多額に養成するも販路の閉塞を憂ふるが如きことはあらざるべし。

國産を増殖し輸出品の増加を圖るは、我國目下の急務なり、斯業は固より簡易なる方法によるものにして、我青森縣管内は全部椎茸の養成に適せざる所なく、全國中最も好適の地方なりと信ず、故に此利益多き椎茸を盛んに養成して、輸出品の増加を圖らん事を熱望すると共に、勸誘せざる能はざる處なり。

二、在來の養成法

椎茸養成法に於て從來至難とせしものは、原料根伐の時期なり、其時期は秋の末より初冬の頃僅かに一週間以内に於て、其伐期を誤る時は椎茸は發生せずと云ふ、其時期は樹の皮肌より水分の上る時と下る時と、昇りも降りもせざる時との三期あり、是を昇り水、下り水、溜り水と稱し、其水の昇降期共に宜しからずして溜り水の時を好期と

し、此時期に於て伐採せるものにあらざれば、椎茸は發生せずと云ふなり、而して此好機は一ヶ年内僅か四五日位に過ぎずして、容易に解り難きものなるも、此道に熟練せし者は、立木の皮部に少し切目を入れて、之れに耳を着けて聞く時は、其音響により其時機を知るを得べきも、馴れざる時は容易に知り難し、然るに其時機を最容易に知り得べき方法は、簡單なれども之を秘密に附して、容易に他に教ゆる事を爲さず、即其法たるや立木の皮肌を口形に鉋にて横に切り取り、其切口より流出する水が若し上より下に出づれば所謂降り水にして、下より出づれば上り水、上下共に出てざれば即溜り水なり、又切口より出づる水を嘗め試むるに、其液の味澁ければ伐採時期の早となり、其液の味甘ければ好時機にして伐採すべき時なり而して昔時は只此の伐採時機を知るを以て椎茸栽培の秘密なるが如く考へ、胞子の作用に因て發生する事には、未だ思ひ及ばざりしなり。

三、椎茸養成に適する樹種

椎茸養成には先づ當地方に多き、ナラ、クリ、最適し他はウルシ、カシ、フヂ、カツラ、クルミ、カシワ等にも発生すと雖櫓の種類最も能く適す。

四、材料の大小

原料木(母木)の大きさは、末口直径三寸以下のもの最も適當なりとす、如何となれば運搬其他取扱上便利なると共に、其發生力も大木に比すれば早くして、且つ良好の茸を生ずるを得べければなり。

五、原料木伐採の時期

原料木伐採の時期は、秋の彼岸前後より翌春木の萌芽前迄は何時伐りても差支なく、椎茸は発生するも、其中最も好時期は秋の暮より、初冬の頃始めて降霜を見、木葉半ば黄色を呈し、伐採に當りて木葉散落の頃所謂溜水の時期なり、地方の寒暖又は氣候の變化により伐採時期の如きも、確乎と定め難しと雖も、吾青森縣は概して櫓、栗を用ゆ

るにより、九月下旬より十月下旬迄を最も適當と考ふるなり。

六、原料伐採

原料木の根伐を了らば枝を拂はず葉の若きたるまゝ、少なくとも二三週間若くは三四日間乾して後、小切を行ふべし、又は其儘放置して翌春雪融けを待ちて小切を行ふも可なり。

七、原料小切方

原料木は可成一定の寸尺に小切するを至便とす、從來の經驗によれば四尺を以て最適とするもの、如し、大木は割りて使用するも差支なしと雖、可成末口直径三寸以下二寸位のものにして、丸木のまゝなれば最良とす、要するに原料材の丈四尺位は積み方、立て方共に取扱上便利にして、運搬も自由なればなり。

粃の貯藏法

粃は米の保存上堅固なる皮殻に依り保護せらるゝが故に玄米に比し取扱粗雑にても相當米質を損せずして貯藏せらるゝ、即ち其の貯藏法の簡易なる所以なり而して實際に行はるゝ貯藏は簡易なるが爲め種々雜多なり今其の繁雜を省く爲め貯藏所に依り分類せば左の如し。

倉庫に屬するものイ、土藏 ロ、板藏

倉庫に屬せ(屋内) ハ、納屋 ニ、梁 ホ、土間等

ざるもの (屋外) ヘ、宅地の一隅

又積み方より分類すれば俵積と散積の二種とす。

イ、土藏に於ける粃の貯藏は全國一般の慣行より見て寧ろ異例に屬す、此の異例は地方的粃貯藏の最も盛なる山梨縣に行はるゝは奇とすべし然れ共山梨縣に於ける粃貯藏の盛なるは小作米は粃を以て納めしめ地主も粃貯藏を行ふが爲めにして之が他と事情を異にする所以なり地主なれば多數の粃を貯藏するの必要上倉庫の大にして且堅牢なるを

要し加ふるに外見を飾る爲め土藏を建設するに至りしに非らざるか一説として記す。

土藏は一般土藏と何等異なる所なし積み方は多く俵積にして玄米貯藏と同様なり多くは單俵にして容量は地方の慣行に依りて一定せず山梨縣に於ては六斗六升を一俵とするの習慣なり散積の場合には板藏に於けると同一なり。

ロ、板藏元來粃貯藏の慣習は秋收穫期に於て乾燥不良なる地方に多く行はるゝ方法にして従つて粃は一般に乾燥良好と云ふべからざるが故に貯藏中も自然に乾燥せしむるの必要あり故に空隙多く空氣の流通も自由なる板藏の方却つて土藏に優る譯なり、且粃は敢て土藏に貯へて之を厚く保護するの必要なく却つて野積にするも相當耐へ得らるゝものなるが故に經濟上よりするも板藏を採用すべき筈なり之一般に板藏の行はるゝ理由なるべし、板藏に於ける積み方は俵積及散積共に行はるゝ、俵積

は大抵單俵にして杉併積なり一俵の容量は全く地方の慣行によりて一定せず。散積の場合は取付の小室を板藏の一隅に設け之に糶を投ずるなり此の方法は貯藏装置簡易にして容積を要すること少く糶の出入に便利なる爲め且つ板藏のみならず土藏、納屋、土間等に容易に設けらるゝが故に糶貯藏方法として最も廣く行はる從つて地方に依りて往々名稱を異にするも其の内容は同一なるが如し、即ち間口三尺、奥行三尺の一小室にして多きものは此の小室の數多きのみなり、間口の兩柱に縦溝を作り一尺幅の板を上部より此の溝に依りて順次落し糶を支へ收納を終り糶を取り出す時は大抵最下の板に設けられたる小窓より出すなり一坪の貯藏量は大抵六尺平方に高さ七八尺を乗じたるものなり。蓋は嚴重にして鼠の侵入を防ぐ外何等特別の驅除豫防方法を講ぜざるも乾燥良好なれば一ヶ年位は蟲害の憂なしと云ふ。

もあり) 或は重框と稱し三尺四方高さ一尺位の木框を所要だけ積み重ね之れに糶を散の儘投ずるなり。此の井樓は動かし得る點が板圍ひの小室と異なるだけにて他は皆同様なり。ハ、納屋に於ける糶貯藏は多く散積にして貯藏装置は取付の小室及井樓なり。ニ、梁に繩を以て吊し、或は梁の上に丸太を架し其の上に糶俵を並ぶる方法は少量の場合即ち多くは飯米の貯藏に行はる鹿兒島縣及宮崎縣の一部には此の方法に依るもの多し。ホ、土間に於ける糶の貯藏は其の一隅に前記板圍ひの小室を設け之れに散の儘にて貯へらるゝ外時的に庭建を作り之れに同じく散の儘にて貯へらるゝ屋外に於ける貯藏は一般より云へば特別にして内地に於ては佐賀縣及福井縣下の一部に行はる其方法は甚だ簡單にして宅地の一部に五寸位高く地盛し之に糶或は藁を敷き三十俵乃至九十俵位を容るゝ庭圍を作り之に糶を散の儘投じ其周圍を

繩を以て巻き上部に圓錐形の藁屋根を設けて雨露を凌ぐ之れを佐賀地方に於ては卷俵と稱し上半部には稍不乾燥なる糶を入るゝも貯藏中自然に乾燥して結果良好なりと云ふ、又竹籠を骨子となし其の上に壁を塗りたるもの或は中古の酒樽の外圍を撤を以て巻き之に糶を投じ同じく屋外に貯藏す、尙朝鮮の一部に於ては地上に石を並べ其の上に糶を俵裝して積み之に簡單なる雨覆を設け屋外貯藏を行ふと云ふ、俵積と散積とは何れも一長一短ありて容易に優劣を定め難し即ち俵積は貯藏に適し運搬に便なるも容積を占むること多く之に反し散積は容積を要すること少し故に賣買の目的及團體として糶を集積貯藏する場合は俵積を便とすべく個人的に貯藏し後に今摺米として俵裝するものは散積を利とすべし糶貯藏の注意としては藏入以前に稻架に依り可成良く乾燥し貯藏中は空氣の流通を良くし尙乾燥不充分のものは春季或は糶摺前に注意して乾燥せしむるを要す。(終)

○切花の送り方

米國にては切花を小包郵便にて友人の許に送る事が出来て居る、ケシやカンナ、ムラシ、フラワーなどは容易に萎むので其れが出来ないとされて居たが之等の花を雖も次ぎの様な方法をとれば割合に生々とした状態で遠くまで送る事が出来ると言はれて居る、即ち花のまだ半開の中に朝早く、露がまだ降りてゐる内に切りとつて、それを其日一日冷たい水につけて置くのである、斯くて十分に水分を吸収した所で、それを普通の紙を蠟紙とて裏打ちをした丈夫なホル箱の中に入れて、丁寧に包装を終つてから小包に出すのである。



町村農會經營事業調査

本 會

本調査は縣下各町村農會にて經營する事業中成績良好と認むるものに就て行ひたるものにして其目的は町村農會にて施行し得る事業の種類の参考に供し併せて事業を計畫したるものに對しては實施の方法及手段に就て講究の資に充てん爲なり。調査事業の種類は大約左記により其中豫め豫算に就て調査したるものを撰びたり。

- 養蠶に關する共同事業
- 害蟲驅除に關する事業
- 肥料改良上に關する事業
- 副業獎勵に關する事業

畜産獎勵に關する、事業及普通農事に關する特殊の事業

而して調査したる町村農會は一郡一乃至二に過ぎず之れ時日の關係にして他意あるに非らず仍て記載以外の町村農會事業中、より以上の良成績のあるべきは豫想する處なれども叙上の事情によるを以て是等は後日回を追ふて調査發表するものとす。

調査記載したる農會名及事業の種類左の如し。

- 調査村農會名
- 調査事業の種類
- 南津輕郡野澤村農會
- 擬瓢蟲驅除事業

- 中津輕郡東目屋村農會
- 穀種共同保管事業
- 北津輕郡七和村農會
- 肥料購入獎勵事業
- 同 中川村農會
- 肥料共同購入事業
- 同 同
- 自給肥料製造獎勵事業
- 北津輕郡武田村農會
- 菅細工及副業品評會事業
- 西津輕郡出精村農會
- 自給肥料獎勵事業

南津輕郡野澤村農會經營擬瓢蟲驅除事業

沿革 本村は畑地一三〇町歩を超へ苹果馬鈴薯の栽培盛んなるも明治四十五年以前に於ては馬鈴薯の大害蟲たる擬瓢蟲即テントウムシダマシ方言ヨメコムシの發生年々甚だしく之が被害の爲馬鈴薯は無論茄子、瓜類の如きも全村收穫殆んど悉無に陥り他村より購入して需用を充たすに過ぎざりき、據て明治四十五年村農會は擬瓢蟲驅除の爲買上法施行を決議し豫算六十圓を計上して實施せしに捕獲量頗る多く、豫算も超過するに至れり、於茲村長は農會の此の事業補助の爲特に村會を開會して二百餘圓の補助支出を提案せしに滿場一致可決して農會をして大に本事業に盡さしめたり、爾來年々多額の補助を仰ぎて實施するに至れり。

經費 本事業施行以來農會の支出豫算左の如し。

- 明治四十五年度 二六四、〇〇〇
- 大正二年度 一二〇、〇〇〇
- 大正三年度 三六二、〇〇〇
- 大正四年度 二九〇、〇〇〇
- 大正五年度 二〇〇、〇〇〇
- 大正六年度 一八八、〇〇〇

買上方法 毎年五月下旬各大字掲示場に何月何日より、一合何錢を以て買上ぐる旨の告示をなす、而して各大字に係員（農會員）を置きて其部落内の捕獲蟲買上げ事務を取扱はしむ。

係員は捕獲蟲を持參したるものあれば石油に投じて殺蟲したる上樹目を計り其量、金額及持參人名を記帳し一日間の合計をなしたる上、翌日買上げ蟲及帳簿を携へて農會事務所に至り、害蟲を引渡して金員を受領して擔當部落に歸へり、更に持參人に交付するものとす。

農會に於ては各部落より集まりたる害蟲を深く土中に埋没す。

買上げ價格 毎年五月下旬より七月下旬に至る迄、買上を繼續するも其價格は蟲の發生盛んなるに従つて漸次低下す而して其都度各部落の揭示場に廣告す、故に價格一定の期間は豫め定むる處なく例へば今日の價格は一日限りにして翌日は低下することあり然れども最初は一合二十錢を最高とし最後は一合一錢を最低とす。

今大正五年度に於ける價格の變動を調査するに左の如し。

六月七日より十日迄	一合十五錢
十一日より廿一日迄	同 十錢
二十二日	同 五錢
廿三日より七月十四日迄	同 三錢
七月十五日より十七日迄	同 二錢五厘
十八日より二十二日迄	同 一錢

大正五年度に於ては二十二日を以て買上げ打切としたり。

買上げ數量 經費の多寡及發生増減により多少を生ずべきも施行以來の買上げ量を見るに左の如く

明治四十五年	九石二升五合二勺	廿二俵半
大正二年	六石八斗七升三合	同 十七俵
大正三年	十三石四斗七升七合	同 卅三俵半
大正四年	七石九斗三合	同 二十俵
大正五年	四石一斗六升七合五勺	同 十俵半

買上量即捕獲量の最も多き時季 氣候の關係捕獲者の多少により異なるべきも例年の結果を見るに

七月中旬を以て最も多しとなし其前後に至るに従つて漸減を示す即大正五年度に於ける實例を示せば左の如し。

六月七日	一升二合	八日	一升九合
九日	八合	十日	一升五勺

之れより日一日と増加し 七月十七日の九斗四升九合を最多量とし 十八日五斗 十九日四斗と順次減量して二十二日に至り買ひ上を打切りたり。

捕獲方法 箕又は箒と軟かさ箒(草箒を可とす)とを持ちて畦間に入り箒を以て箕の内に落し入る、時は蟲は暫らくの間は死を装ふて動かざるが故に豫め腰に用意せるカケゴの中に入れ蓋をなす。

本事業施行の效果 沿革の項に記したるが如く驅除法施行以前に於ては馬鈴薯は勿論茄子瓜類の如きも收穫すると困難にして他より移入の状態ありしも施行後に於ては良好なるものを生産するを得全村農民は安んじて栽培するを得るに至れり。

經費稍、多額を要すれども之の金額は村内に於け

る下級農家又は農家子弟に分配せらるゝものなるを以て藥品購入により他に流出するものと其趣を異にし却つて下級農家の生計費補助の一端ともなり加ふるに作付反別廣大なる耕作者は藥品購入の爲多額の負擔をなすに比し少額の負擔を以て驅除をなし得るを以て上下共に利益に浴しつゝあり、されば村會に於ても之の事業に對しては年々補助金の支出を計上しつゝあり。

本事業に關する將來 農民各自が進んで驅除の爲め盡すに至るまで又は最少の經費を投じて驅除の効果を現任より以上に上ぐべき良法の發見せらるる迄は、本事業を繼續する見込なりと云ふ、唯本事業施行に關して最も希望する處は隣村に於ても施行し各村聯合して協議し相提携して驅除をなし以て其効果をして一層顯著ならしめ相互の利益増進に努むるにありと。

大正四年度 畑作改良事業成績 (八)

ハの三 大豆

位置 西津輕郡森田村

差引益高 金壹圓拾六錢

備考

備考	種 子		種 質		種 物		備 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
種 子	三升							
種 質	一升							
種 物								
備 計	三升							
價 格	一〇〇							
總 價 額	三〇〇							

備考	選 種		播 種		中 耕		病 蟲		收 穫		調 製		備 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
選 種	〇・三													
播 種	〇・四													
中 耕														
病 蟲														
收 穫														
調 製														
備 計	八・三													
價 格	七・七													
總 價 額	〇・三													

備考 一日賃銀男卅五錢女廿五錢但選種廿錢馬八拾錢

備考	肥 料		人 糞		過 燐		備 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
肥 料								
人 糞								
過 燐								
備 計								
價 格								
總 價 額								

備考	種 子		種 質		種 物		備 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
種 子	三升							
種 質	一升							
種 物								
備 計	三升							
價 格	一〇〇							
總 價 額	三〇〇							

備考	選 種		播 種		中 耕		病 蟲		收 穫		調 製		備 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
選 種	〇・三													
播 種	〇・四													
中 耕														
病 蟲														
收 穫														
調 製														
備 計	八・三													
價 格	七・七													
總 價 額	〇・三													

備考 一日賃銀男四拾錢女叁拾錢

備考	肥 料		人 糞		過 燐		備 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
肥 料								
人 糞								
過 燐								
備 計								
價 格								
總 價 額								

種 算

ハの五大 豆

位置 中津輕郡和徳村大字撫牛子字橋本

砂質壤土	二 等	小作料	地	代	賣買價格
					110,000

収入の部

子 稈	質	數	量	單	價	總價額
			六斗	一石	八、三〇〇	三、三〇〇
計			重量不明			一、三〇〇
備考						一、五〇〇

支出の部

種 子	料	子	數	量	單	價	總價額
				三升	一升	三	三、〇〇〇
備考							一、〇〇〇

差引益高 金參圓七拾貳錢六厘

種 算

勞銀内譯

勞銀内譯	男	女	馬	總	男	女	馬	合
選地種								100
整地種								100
播種肥								100
中耕除草								100
病除防害								100
收穫								100
乾燥								100
調製								100
計	七	二			一	七		三、〇〇〇
備考								一、七〇〇

備考 一日賃銀男貳拾五錢女貳拾錢

肥料内譯	數	量	單	價	總價額
聚灰					二、八〇〇
人糞尿					三、〇〇〇
過燐酸石灰					三、〇〇〇
厩肥					一、〇〇〇
計					九、八〇〇
備考					一、〇〇〇

備考 人糞尿一駄約五十貫

六の六大 豆

位置 中津輕郡 水村大字小澤字御笠見卅九番

地質	等級	小作料	地	代	賣買價格
					107,000

収入の部

子 實	數	量	單	價	總價額
		三斗	一升	三	九、〇〇〇
備考					九、〇〇〇

支出の部

種 子	料	子	數	量	單	價	總價額
				二升	一升	二	一、〇〇〇
備考							四、八〇〇
備考							四、〇〇〇
備考							四、〇〇〇
備考							五、〇〇〇
備考							九、八〇〇

差引損高 金八拾五錢

種 算

種 算

勞銀内譯

勞銀内譯	男	女	馬	總	男	女	馬	合
選地種								100
整地種								100
播種肥								100
中耕除草								100
病除防害								100
收穫								100
乾燥								100
調製								100
計	七	二			一	七		三、〇〇〇
備考								一、七〇〇

備考 一日賃銀男貳拾五錢女貳拾錢

肥料内譯	數	量	單	價	總價額
聚灰					二、八〇〇
人糞尿					三、〇〇〇
過燐酸石灰					三、〇〇〇
厩肥					一、〇〇〇
計					九、八〇〇
備考					一、〇〇〇

備考 人糞尿一駄約五十貫

勞銀内譯

勞銀内譯	男	女	馬	總	男	女	馬	合
選地種								100
整地種								100
播種肥								100
中耕除草								100
病除防害								100
收穫								100
乾燥								100
調製								100
計	七	二			一	七		三、〇〇〇
備考								一、七〇〇

備考 一日賃銀男參拾五錢女貳拾參錢馬四十錢

肥料内譯	數	量	單	價	總價額
糞灰					一、〇〇〇
人糞尿					一、〇〇〇
過燐酸石灰					一、〇〇〇
堆肥					一、〇〇〇
計					四、〇〇〇
備考					一、〇〇〇

種 算

模範農家心得

- 一、農業の收支計算を明にするの外家事の收支を詳細に記録し一家の收支を平均するは勿論多少なりとも餘裕あらしむる様精勵すること。
- 二、年中の行事を作り置き毎月の仕事を豫定し農事家事其他につき適期を失せざる様注意し必要な事項の勵行に努力すること。
- 三、日記帳、物品出納簿、金錢出納帳及家計簿共毎日起りたる事實は必ず毎日記帳し決して翌日に延ばすべからず。
- 四、日記帳は毎月末に勞力分配の結果を計算し其他の出納帳家計簿は毎月の收入支出を勘定し置くこと。
- 五、模範を示すに必要な事項例へば米麥の増收金肥節約、堆肥改良、綠肥作其他縣是實行に伴ふ苗代本田の改良、良品種の選擇、鹽水選、麥奴豫防、作物の下種、移植、肥培及收穫の適期を誤ら

- ざることに對しては附近農家の模範たるに勉むること。
- 六、勞力の分配調和を圖り常に之が利用の途を研究し以て適良なる副業を營むこと。
- 七、土地を愛し之を改良して用水排水の利用を進め更に勞力の節約と肥料の經濟に力め、また、二毛作牛馬耕等の勵行に心懸くること。
- 八、家政經濟の上進を圖ること。
- 九、訪問者ありたる場合は可成懇切に應答説明し帳簿整理、農業收支の計等の必要を勸むること。
- 十、勤勞を貴び節儉分度を守り家事農事其他公益上及ふ限りの模範を示し其共同一致して農村の弊風改善に盡すこと肝要なり。



道府縣農會技術員協議會決議及協議事項

協議事項第二 農會に於て農業倉庫を經營するとせば之に關し注意すべき事項如何

決議案

- 一 町村倉庫は町村を區域とし集散地倉庫は道府縣農會又は郡市農會に於て經營すること
- 二 農業倉庫は寄託物の調製改装及共同販賣を行ふこと
- 三 農業倉庫に於ける金融は農會基本金等を利用するの外農工銀行信用組合其他の金融機關より低利に仲介斡旋すること
- 四 倉庫の建築に對しては國庫及道府縣費より補助すること
- 五 倉庫は可成在來のものを利用すること
- 六 農業倉庫は特別事業とすること
- 七 寄託物は混合保管を原則とすること
- 八 寄託米の検査は各府縣の穀物検査機關に依り之を行ひ未だ其の機關の設置なき地方は倉庫自ら之を行ふ

- 九 寄託物に對しては火災保險を付すること
- 一〇 小作米收納の委託に應ずること
- 一一 農業倉庫の業務取扱者又は業務取扱者たるもの者に對し講習會を開催し農業倉庫經營上の智識普及を圖ること

委員長 千石與太郎

道府縣農會提出協議問題決議案

- 愛知縣農會提出
- 一 専ら農村青年指導の爲に府縣農會に専任の指導者を設置することとし其の經費に對し農商務省より補助を請ふこと
 - 一 右は熊本縣農會提出問題と同一の意味を有し同問題の範圍に於て考究するを便宜とするを以て同題に合併せり
 - 二 農商務省主催の下に府縣農會技術員を主體とせる講習會開催を希望の件

右提出者より撤回

三農村婦女子訓練に關し適當なる方法如何
右は農村婦女子訓練に關し道府縣施設状況を承り度し
と提出者より修正あり

富山縣農會提出

(一) 道府縣農會長會議等に於て屢々建議せられたる農會令改正
の件は實行せらるゝ構御盡力ありたきこと

決議案

(一) 速に農會法及農會令を改正せられたきこと

(二) 自作農維持の一策として農家々産制度と地租徵收方法に付
御研究ありたし

決議案

本問題は提出者の希望に依り宿題とするに決議せり

(三) 農會役職員に恩給支給の方法を制定の件

決議案

右は左の通り修正決議せり

目下帝國協會調査中の道府縣農會役職員の恩給法を速に實施
し漸次之を郡市町村農會役職員に及ぼす必要あるに付之に對
し政府は相當基金の補助をせられたきこと

熊本縣農會提出

一 農會が青年團の指導を爲すに適切なる方法如何

決議案

一 農村の振興に關する方策素より多種ありと雖も、就中農村青

何

決議案
宿題とするに
以上
右報告候也

委員長 長屋平太郎

耕地整理事業を獎勵する爲執るべき有効なる方法如何

決議案

(一) 耕地整理に關する取扱手續を簡易且迅速になす爲各關係官
公署の聯絡を一層周密ならしむること

決議案

(二) 工費の節約及工事の完全を期する爲賦役及材料の自給を獎
勵すること

決議案

(三) 耕地整理地に於ける農業經營の改善に努むること

決議案

(四) 工事施行後の事務整理を速成せしむる爲、一、國庫より補助
を爲すこと、二、聯合會の設置を獎勵すること

決議案

(五) 低利資金の融通を潤澤ならしむること

決議案

二、新に執るべき方法

(一) 道府縣農會に於て耕地整理事業の發起勸誘、事務整理、雜
誌管理及土地利用の獎勵をなすこと

決議案

(二) 道府縣農會に於て耕地整理に關する専任職員を設置する場
合は國庫より直接補助せられたきこと

決議案

(三) 農業水利の調査をなし水利法を制定せられたきこと

決議案

年
の
自
覺
的
活
動
を
促
す
が
如
き
は
實
に
刻
下
の
急
務
な
り
と
認
む
依
て
農
會
は
行
政
廳
及
教
育
會
、
軍
人
會
其
他
の
團
體
と
協
力
一
致
し
て
左
記
方
法
に
よ
り
將
來
一
層
農
業
方
面
の
指
導
訓
練
に
努
む
る
こ
と
を
要
す

(一) 道府縣農會へ可成指導者を設置すること

(二) 農業技術、農政經濟及農業法規等に關する講習講話を行ふ
こと

(三) 農業又は農村に關する圖書の閲覧を爲さしむること

(四) 農事及び經濟又は農村に關する踏査の調査に従事せしむる
こと

(五) 農家收支簿によりて計數的頭腦を養成すること

(六) 試作地、競作田等に依り實務に従事せしむること

(七) 産業組合、農事實行組合又は其他團體の業務を補助せしむ
ること

(八) 共同開墾、共同植林、農道修繕、共同作業場等の施設及事
業に従事せしむること

(九) 農事視察を爲さしむること

(十) 作業的競技會を開催すること

(十一) 其の他地方の事情に應じ必要と認むる事項

二 前項の遂行を容易ならしむる爲め農商務省に於て適當の方法
を講ぜられたきこと

一 中小農家の子弟をして海外に發展せしむるに適當なる方法如
靜岡縣農會提出

大正五年度中に於ける本縣耕地整理事業設計成績
は東郡中平内村大字童子字引越地區外二十四にし
て地區總面積八百八十九町八反六畝十二步地區確
定面積九百七町五反一畝二步而して工事監督成績
は東郡東嶽村字馬屋尻組合外二十一にして地區總
面積一千七百七十四町三反十三步工事監督終了面積
五百三十八町六反八畝十步而して補助金の交付を

●本縣の耕地整理成績

委員長 南波清三郎

- (一) 地下水、悪水、河川、溜池及此等の慣行調査
- (二) 二府縣以上に跨る區域の調査は國に於てなすこと
- (三) 本省に於て優良組合を表彰せられたきこと
- (四) 大工事に就ては國又は道府縣に於て直營すること
- (五) 道府縣に於て整理地に對し工費用機具の貸與をなすこと
- (六) 國に於て全國數ヶ所に耕地整理監督所を設けられたきこと
- (七) 開墾、干拓、埋立等特殊の事業に對しては道府縣又は國に
於て模範的に直營すること

以上

右報告候也

右提出者より撤回

三農村婦女子訓練に關し適當なる方去可

受けたる地區左の如し

組合名	地區面積	工事費豫算	補助年度
梨野木	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
平内村聯合	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
兼平如來瀬	六、〇〇〇	六、〇〇〇	三〇、〇〇〇
吉野田	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
喜賀市第一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
總ヶ岡	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
藻川	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
清水目	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
下田村向山	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
四川目	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
井尻	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
乙供	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
小川原	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
砂土路川日	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
太田野聯合	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
筒方坂四宇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
毛合清水	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
名久井聯合	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
上長苗代	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
計	九、〇〇〇	九、〇〇〇	三〇、〇〇〇

年の自覺的活動を促すが如きは實に刻下の急務なりと認む依

右補助金の内工事費に對する補助金は八千六百十三圓廿七錢面積に對する補助は一千九百六十二圓なるが前年度に於ける終了工事費は一萬一千四百三十五圓五年度に於ける終了工事は四萬八千三百八十九圓九十八錢九厘にして豫定の事業完了せり

●東北六郡の蠶況

農商務省發表本年初春以來氣候寒冷久しきに亘り桑の發芽並に蠶種掃立は一般に遅延せり而して掃立以來低温なりし爲め蠶兒飼育上に困難を感じたるも養蠶技術の進歩により飼育頗る良好なるを得たり、然れども桑葉は凍冷霜害及び風害を被りたる地方多く旁々伸張遅々として蠶兒の發育と均衡を失し桑葉不足を告げ從つて蠶兒を放棄するの止むを得ざりし地方甚なからざるを以つて、掃立枚數に於ては前年來の絲價好況に伴ひ一般に増加の趨勢を示し二百八十四萬五千三百三十六枚即ち前年掃立枚數に比し六萬三千九百二枚（二分三厘）の

増加なるも收繭豫想高は三百四萬七千九百四十九石にして前年收繭高に比し却つて一萬八千五十八石（六厘）の減收は免れざるべし東北六縣の分左の如し。

青森縣	五千二百二十七石
岩手縣	五萬四千七百四十二石
秋田郡	一萬九千七百七十石
山形郡	九萬五百二十石
宮城縣	八萬十三石
福島縣	十八萬五千六百五十五石

●海洋調査協議會

本縣主催第三回東北聯絡海洋協議會は去る十三日より二日間縣會議事堂に於て開會せるが各縣の提案協議事項及び決定事項即ち次ぎの如し。

協議事項

△宮城縣提案

一、漁況通便電報略符號協定の件

二、第二回協議事項第七項寒暖計を回轉式寒暖計に改め注意事項第四項を削除するの可否

△岩手縣提案

- 一、表面下半尋の水溫及比重の測定を加ふること
- 二、雲の種類を記入すること
- 三、水色の記載語を一定し之に依り記載すること
- 四、天候其他の都合上中途より引返せし時は更に天候回復後觀測をなす處あり或はなざる百裡迄觀測を續行する事但し六十裡に達したる場合は之を爲さざるも可とす
- 五、縦斷觀測施行の歸途沿岸の重要點毎に各層の觀測を斷行すること但し右觀測點は協定すること

△岩手縣宮古測候所提案

一、沿岸海水溫度調査に關する件

△秋田縣提案

一、河川湖沼に對する礦毒被害調査の件

△福島縣提案

一、比重換算に關する件

右提出者より撤回

三農村婦女子訓練に關し適當なる方法如何

- 二、五拾六入を四拾五入に改正する件
- 三、一定原簿採用の件
- 四、百五十尋深観測點を減少するの件
- 五、沿岸に於ける水底観測の件
- 六、海流測定の件
- 七、漁業日誌調製の件
- 八、相互通報の件
- 九、附圖調製に關する件
- 一〇、水温速報に關する件

決定事項

△本縣提案の水産局及水産講習所々屬船の聯絡縣沖合通過に際し海洋調査を遂げ聯絡縣に通報方希望申立の件其他六案は可決されたるも第七、八は當分見合する事となれり△宮城縣提案の漁況通信電報略符號協議の件は二三の訂正ありて可決し△同縣石巻測候所提案の第二回協議事項第七第一項の寒暖計を回轉式寒暖計に改め注意事項第四項を削除するの件は當分の内現狀の儘にするに決す△岩手縣提案の第一三四は可決され第二の雲の種類

年の自覺的活動を促すが如きは實に刻下の急務なりと認む依て農會は行政廳及教育會、軍人會其他の團體と協力一改して

を記入する件は試験的に實行し記入の方法は福島縣に委任することに決定△秋田縣提案の河川湖沼に對する鑛毒被害調査の件は河川湖沼の下流或は距離五里計の水を採收し有害物質の種類を調査し又は重要湖沼河附近に存在する鑛石採掘場選鑛所精鍊所及び石油採取所等調査するに決定△福島縣提案の第一比重換算に關する件は撤回し第二の五拾六入を四拾五入に改正する件は宿題と爲し他の七問は全部可決され十問の水溫測報に關する件は見合となり次いで十一問の観測表改正は二三の修正ありて可決されたり。

副業發明獎勵

農商務省追加豫算として農民副業の獎勵費二萬七千圓を計上し本省に於て其の調査研究の結果、府縣廳を指導し更に府縣廳をして町村を指導せしめる方針なりと、尙發明獎勵費と同様の意味を以て戦後諸工事の發達を期せんが爲め賞金附與、發明品博覽會其他に對する補助を與ふるものなりと。

産米検査數量 (四月分)

管區名	検査總數	上等米	中等米	並等米	不台格	受檢者數
東津輕管區	一、四四五	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
西津輕管區	一、四六〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
中津輕管區	一、四七五	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
南津輕管區	一、四九〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
北津輕管區	一、五〇五	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
計	一、五二〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

農産市況 (青森市)

六月 (平均相場)

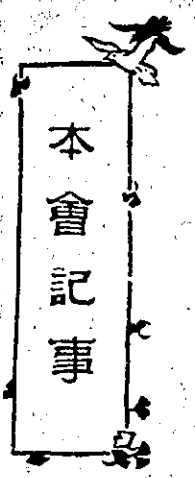
品名	單位	相場	品名	單位	相場
葱	一貫	二	京菜	一束	八
大根	一貫	三	ホーレンソウ	一貫	十
人参	一貫	三	薑	一貫	十
午参	一貫	三	夏蜜柑	一箱	四十八
馬鈴薯	一貫	四	バナナ	同	二圓五十錢以上
甘藷	一貫	四	パイナップル	同	二圓二十錢
里芋	十二貫入	二	椎茸	一斤	一圓三十錢
			乾瓢	一斤	三
			切干	一貫	三十八
			小豆	一斤	十
			金時豆	一斤	二十二
			澱粉	一貫	二圓三十錢
			胡椒	一貫	二
			茄子	一貫	五
			サ、ゲ	一貫	四十五
			エンドウ	一貫	六十二
			體菜	一貫	十二
			廿日大根	一貫	二十八

地瘠地或は雜草殊に芝茸等が密茂して杉稚樹の根部の發育を阻害し養分攝取に困難なる場合に於ては其の成長忽ち減却し數年を待たずして着花結實するに至る故に、斯る憂ひある所に於いては手入を善くし殊に根部の發育を容易ならしむるやう注意を要す。

●馬鈴薯貯藏と澱粉量

馬鈴薯の貯藏中澱粉含量は如何に變化するか、之は澱粉製造をする人許りてなく之を食用にする人にも餘程大切な事である埃甸國のスツェル氏は之を研究する爲に野外に堆積したものと室内にしたものに付二週間毎に之を検して其の結果を見た。之によれば室内に堆積したものは一般に其の比重澱粉量乾物量を増加したが野外に堆積したるものは却て減少した。だから若し經濟的に馬鈴薯を貯藏しようとしたら必ず能く空氣の流通する室に貯藏する様にするがよい。然し貯藏中の比重の増

加即ち澱粉量が増加するのは必ずしも規則的に行くものではなかつた、其は健康の狀態で呼吸作用、發芽の程度室濕濕氣等の色々の原因に影響され其の増加の際に多少を生じた一方斯様な其自身の變化があると共に他方また比重の多少は方法の如何に依つても支配される即ち大少形狀成熟塊莖中の孔隙皮膚の構造目の深さ水の附着力等の變化に依て異なるものである、だから例へ比重が同じであつても其澱粉製造家の大いに注意を要する處とがある、著者がやつた處によれば或るものは最高と最低との間に二・七%の變化は特に大形の莖塊中に於て較や大きな孔隙のあつた爲て斯様な種類は腐敗することが他より一層多かつたのである若し是を各種の馬鈴薯に檢したならば面白い結果を見る事だらう。



●補助金交付指令

本會大正六年度經費に對 金七百廿六圓交付の旨六月十六日付を以て農商務大臣より指令ありたり

●稲苗不足に對する應急策

春來天候の不順と病蟲害との爲、稲苗の發育を阻害せられ、縣下一般を通じて殊に東津輕郡に於て苗の不足を來たし、插秧期に及ぶも插秧する能はず、空しく季節を失する恐れありしを以て、本會は縣當局と協力して、各郡苗の狀況を調査し幾分たりとも剩餘の見込みある處は、之を地主等に通知し以て相當の方法により譲り受けしむると同時に、各郡農會に左の如き通牒を發して、應急の策

を採らしめたり、而して地主當局者の奔走により六月下旬までには殆ど插秧終了するに至れり。

●稲苗補充策に關する件

苗代害蟲及病害等の爲、稲苗の發生發育を害し、地方によりては苗不足を生じ、縣下一般に於ても殘餘の見込みなきを以て、田植に際しては、各自出來得る丈、苗の節約を行ひ從來に比し、一株の本數を減じて薄植とし(株數は從來の通り)以て應急の補充策を講ずる様一般農家に周知せしむる様御配慮相成候也。

●事業獎勵金の交付

本年度新事業たる郡市農會並町村農會事業獎勵金は六月十四日付を以て左の如く指令交付せり。

●獎勵交付金額調

郡市別	項目	交付金額	合計
東津輕郡	郡市事業獎勵	九四九〇	一一〇五〇
	町村事業獎勵	一五五八〇	

西津輕郡	一〇三,二〇〇	二二,七〇〇	三三,九四〇
中津輕郡	九八,九〇〇	二五,一七〇	二二,四六〇
南津輕郡	八〇,九五〇	一五,六六〇	二四,六一〇
北津輕郡	一〇四,七六〇	二九,四五〇	二七,六三〇
上北郡	一九七,四〇〇	二四,七三〇	三三,四七〇
下北郡	一四一,二六〇	六,八〇〇	一〇七,九六〇
三戸郡	一三三,三九〇	二六,八八〇	二九,二七〇
弘前市	四七,五二〇		四七,五二〇
青森市	五二,〇五〇		五二,〇五〇
合計	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇

西津輕郡 自六月二十四日 至廿五日
 中津輕郡 自六月二十七日 至廿八日
 南津輕郡 自六月二十九日 至三十日
 東津輕郡 自七月二日 至三日
 以上

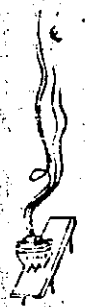
●技術員出張

用件	出張先	月	日	氏名
農況及農會視察	南中北津輕郡	自六月五日	至六月六日	技師 米山 弘
農況視察	東津輕郡三厩方面	自六月廿七日	至六月廿九日	技師 米山 弘

●稻田除草器の使用指導

大分縣篤農家植木菊一氏の發明に係る稻田除草器の有効なるを信ず其使用方指導の爲め今回同氏を本會の臨時技術員に囑託し左の日割を以て各郡へ第一回の巡回をなさしめたり。

北津輕郡 自六月二十一日 至廿二日



大正六年度郡市農會經費支出豫算 (二)

郡市名	項目	技術員費	旅費	雜給	雜費	試作田	田稻作多收	畑作多收	林檎栽培	奨励費
東津輕郡		一三〇,〇〇〇		一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇			一五〇,〇〇〇	八五,〇〇〇
西津輕郡		一三〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇							
中津輕郡		一〇〇,〇〇〇		一〇,〇〇〇			一七〇,〇〇〇			
南津輕郡		一〇〇,〇〇〇			五,〇〇〇		一六五,〇〇〇			
北津輕郡		一〇〇,〇〇〇				一〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇			一六五,〇〇〇
上北郡		一〇〇,〇〇〇		八〇,〇〇〇						
下北郡		一〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇			一〇,〇〇〇				
三戸郡		一〇〇,〇〇〇						六〇,〇〇〇		五〇,〇〇〇
弘前市		一〇〇,〇〇〇								一〇,〇〇〇

青森市	15,500	9,800	10,000	15,000	5,000	3,100	5,500	5,000	10,000	15,500
計	15,500	9,800	10,000	15,000	5,000	3,100	5,500	5,000	10,000	15,500

大正六年度郡市農會經費支出豫算 (三)

郡市名	項目	青森市	弘前市	三戸郡	下北郡	上北郡	北津輕郡	南津輕郡	中津輕郡	西津輕郡	東津輕郡	計
	桑園桑苗圃費	17,500				13,500				50,000	50,000	17,500
	町村農會事業獎勵費	20,000					20,000					20,000
	農事講習會	2,000					5,000					2,000
	物産品評會費	10,000					10,000					10,000
	立毛品評會費	10,000					10,000					10,000
	農具改良費	5,000					110,000					5,000
	農家經濟調查費	10,000					10,000					10,000
	會報發行費	10,000					10,000					10,000
	養蜂費									110,000		110,000
	農事視察費											
	種苗購入費	10,000										10,000
	病蟲害豫防費	10,000										10,000
	計	117,500				13,500	20,000	5,000		50,000	50,000	117,500

郡市農會事業費及事業種目

郡市別	事業費	事業種目
東津輕郡	1,661,100	農業技術給料及諸給、養蠶教師、製絲教師、試作畑經營、養蜂、桑園及桑苗圃、立毛品評會獎勵補助、試作田畑補助、雇人料、諸稅負擔金、器械器具修繕費、雜費、(外に物産品評會費、17,400)
西津輕郡	3,922,630	技術員給料、旅費、桑苗圃費、桑苗購入費、育種場經營、林機栽培研究
中津輕郡	1,011,000	技術員給料、旅費、雜給、稻作増收競技會
南津輕郡	2,075,000	講習會、稻作増收競技會、雜費
北津輕郡	2,644,930	技術員給料、稻作多獲競技會、農談會、農具改良、試作田畑補助、試作畑補助、桑苗圃、蠶種配付、町村農會事業補助、農家經濟調查、模範畑設置、採種田設置、物産品評會、會報發行講習會、養蜂堆肥獎勵、田畑經濟調查
上北郡	5,451,520	技術員給料、旅費、賞與金、桑苗圃設置、育種畑設置、模範畑設置
下北郡	7,595,560	技術員給料、試驗畑模範畑設置、蠶種費、桑苗費
三戸郡	2,045,000	技術員給料、旅費、養蜂多收競技會、講習會農具改良、病蟲害豫防費、農事視察、立毛品評會、農具購入費、桑苗圃費
弘前市	2,700,000	蠶業講習會、種苗購入、雇青所費、模範畑補助
青森市	3,550,000	農事講習講話、種苗費、農具購入費、試驗畑費、害蟲驅除獎勵、立毛品評會、雜給
計	18,084,240	

各郡町村農會事業獎勵金交付規程

△北津輕郡

第一條 獎勵金は町村農會負擔金左に掲ぐる事業費豫算額に按分して交付す

- 一、試作田設置
- 二、試作畑設置
- 三、立毛品評會開催
- 四、堆肥品評會開催
- 五、堆肥舎地盤及酸瓶獎勵
- 六、稻架掛獎勵

第二條 獎勵金の交付を受けんとする町村農會は毎年四月末日迄に豫算書を添へ申請すべし

第三條 獎勵金は九月及二月の二回交付す

第四條 獎勵金を受けたる事業に對しては翌年五月末日までに其の事業の成績を詳細報告すべし

第五條 指定事業の豫算を變更したる場合は其の都度報告すべし

第六條 左の一に該當するときは既に交付したる獎勵金の一部又は全部を返納せしむることあるべし

一、指定事業を豫定通り遂行せざるとき

二、指定事業の經費支出額が獎勵金交付の指令を受けたる當時の豫算額に達せざるとき

附 則

第七條 本規程は大正六年四月一日より施行す

△上北郡

第一條 本縣農會より町村農會事業獎勵費として指定交附せられたる金額は本規程に依り之を町村農會に指定交付す

第二條 獎勵金は町村農會の左記事業を査定して之を定む

- 獎勵事業の種類
 - 一、多種競技會開催
 - 二、自給肥料製造獎勵に關する施設
 - 三、農産物共同販賣事業
 - 四、副業獎勵に關する施設
 - 五、農事研究に關する施設

第三條 獎勵金の交付を受けんとするときは四月末日迄に豫算書を添へ申請すべし

第二條 獎勵金を交付すべき事業を定むること左の如し

- 一、立毛品評會費
- 二、田畑試験及試作費
- 三、物産品評會費
- 四、害蟲驅除費
- 五、養蠶獎勵費
- 六、堆肥舎補助費
- 七、養鶏獎勵費

第三條 獎勵金の交付を受けんとする町村農會は毎年四月末日迄に豫算書を添へ申請すべし

第四條 獎勵金の交付を受けたる町村農會は翌年四月四月末日迄に其事業の成績並に經費額を詳細報告すべし

附 則

第五條 本規程は大正六年度より之を施行す

●東津輕郡平館村農會設立

東津輕郡下二十三村中昨年一本木村農會の設立あり二十二村農會となり農事改良の益々發展しつつありし所今年五月廿五日残り一ヶ村平館村農會の設立認可せられ縣下百六十八ヶ町村中百六十六農

△西津輕郡

第一條 町村農會に於ける施設事業にして本規程に該當するものは其成績等を調査し獎勵金を交付す

- 一、試作田設置
- 二、試作畑設置
- 三、立毛品評會開催
- 四、堆肥品評會開催
- 五、堆肥舎地盤及酸瓶獎勵
- 六、稻架掛獎勵

第二條 獎勵金の交付を受けんとする町村農會は毎年四月末日迄に豫算書を添へ申請すべし

第三條 獎勵金は九月及二月の二回交付す

第四條 獎勵金を受けたる事業に對しては翌年五月末日までに其の事業の成績を詳細報告すべし

第五條 指定事業の豫算を變更したる場合は其の都度報告すべし

第六條 左の一に該當するときは既に交付したる獎勵金の一部又は全部を返納せしむることあるべし

第四條 獎勵金は九月及翌年二月の二回に交付す

第五條 指定事業の豫算を變更したる場合は直ちに報告すべし

第六條 獎勵金を受けたる事業に對しては翌年五月末日迄に收支決算並に其の成績を詳細報告すべし

第七條 左の一に該當するときは既に交付したる獎勵金の一部又は全部を返納せしむることあるべし

- 一、事業を豫定通り遂行せざるとき
- 二、指定事業の經費支出額が豫算額より一割以上減少したるとき

附 則

第八條 本規程は大正六年四月一日より施行す

△西津輕郡

第一條 町村農會に於ける施設事業にして本規程に該當するものは其成績等を調査し獎勵金を交付す

會に達す其の設立なきもの僅かに二ヶ町村なり斯く農會の設立多きを加へたるは郡下農事發達の爲めのみならず縣下將來の爲め祝すべき事なりとす故に永遠村農業振興の爲め努力し以て農會設立の主旨に添はれんことを平館村農會に望むに止まざる所なり。



△畑作況 秋蒔麥は伸長二尺分蘗五六本位にして收穫は平年作位の豫想なるが中耕追肥培土は五月上旬に一回行へり一般に改良蒔に依らざるため總ての作業不便なるのみならず厚蒔に失し分蘗少く莖葉纖弱なる嫌あり秋蒔豌豆伸長一尺以上にして發育良好にて五月下旬に開花せるものあり秋蒔甘藍は伸長七八寸本葉三四枚に達し入梅頃迄は移植し得らるべし二年子大根は過半凍傷腐敗せるものあり栽培困難なれども一部の熱心家は好成绩を収め五月中旬より市場に賣出し居れり馬鈴薯は五月廿日頃より發芽し發育稍々良好擬瓢蟲は去月下旬より點々發生せるが今より驅除豫防の必要あり大豆は先月下中旬に播種を了せるが早蒔は前月中



東津輕郡 (五月分)

に本葉を出せるものあり小豆は五月下旬より播種し玉葱は伸長五寸に及べるものあるが郡内全部にて六町以上に達し尙將來大いに奨勵の途あり茄子の温床苗は既に移植し得べく冷床蒔は來る廿日頃ならむ融雪後直ちに播種せる菜類は五月中旬より市場に出し居るが春蒔大根は害蟲の被害少く生育良好なり。

△果樹作況 苹果は國光を除く外各品種共に開花を終了朝日紅魁の果實は大豆大となり發育旺盛なる頂芽の伸長は約四寸なれども液芽の伸長甚だ不良なり病中害輕少花腐病も割合少し梨の開花期も満足に通過し近年稀なる好成绩を擧げ得る豫想なり桃は葉腫病の被害激しき模様なれば驅除に努むるを要す。

△苗代と種況 各村とも苗の發育至つて不良にして例年に比し約二割の苗不足を生ずべき見込なるが内筒井荒川平館の一部は稍囁目するに足るも新城奥内原別東嶽野内平の各村は甚だ不良なり蠶の掃立は今明日中に終了の見込なるが催青中の氣

候稍順調たりし爲め發生概して良好なりしも掃立後の氣候寒冷なる爲め發育遅緩せる憾あり桑葉の需給伏態は一般に潤澤なり。

下北郡 (五月分)

一、苗代管理の注意及畑作物播種季促進の爲め郡内一般に技術員を巡廻せしむ。
二、田畑畑期節による概況。
△稻作 四月下旬中に苗代播種を了すれども其の後の天候不良にして生育宜しからざりしも五月中旬に入り天候回復と共に氣温上昇の結果成長佳良にして前年に比し頗る良好なり目下最長のものは四寸五分に達し居れり田打は四月下旬より初まり五月中に迄に結了し二番打は中旬より下旬迄に結了せり。

△畑作 秋蒔大小麥は五月下旬に入り中耕培土を行ひしも春蒔は六月に至らざれば不可ならん馬鈴薯は未だ中耕培土するに至らず、青豌豆は下旬に

入り中耕培土に着手したれども全部の結了は六月に入らざれば不可ならん、粟蒔は中旬より初まり順次大豆に着手し本月中に結了の見込に縣農會採種畑大豆及模範畑大豆は中旬迄に植付を了せり。其の他蔬菜類及玉葱は日頃の旱天にて發育良好ならず。

△養蠶 催青は五月十八日頃より着手し本月中には掃立を了する模様なり桑葉は冷氣の爲め宜しからざりし處其後氣溫稍や上昇せるに伴ひ意外の開縦をなし目下一寸以上に伸長せり。

上北郡 (六月分)

△田作 苗代時代に於て氣候の影響を蒙りし結果例年に比し苗の伸長多少矮少なりと雖も苗不足を告げしもの稀なりしに依り早きは入梅前より插秧に着手し大部分は二十日頃插秧を了せり、之れを前年に徴するに約一週間以内期節を後くれし模様なり。

△畑作 夏作物たる秋麥及び養蠶は降雨稀なりし結果伸長分蘗共に前年より劣りし觀あり、其他粟大豆等に到りても適當の溫氣少なきため發芽並に生育佳良ならざるものと認む。

△病蟲害 本期に至り越冬擬瓢蟲の發生被害を蒙むるもの多きを以て各町村農會に於て是れが驅除を圖る目的を以て買上の方法を講ずるに至れり。

△養蠶業 本郡の春蠶掃立期日は五月二十五日頃より六月五日迄にして其の枚數は百蛾換算千九十九枚に達し昨年より二割以上の増加を示せり、二齡中は氣溫不降の爲め食慾不振なりしも其後天候恢復と共に發育佳良となり、目下三齡より五齡の間にあり、掃立數増加したれど桑葉不足の模様にて現今山桑一貫十二三錢より十七錢位に賣買せられつつあり。

中津輕郡 (六月分)

△畑作 本春は冷氣強く降雨少なりしたため一般

種ものは芽出し後れ其後の發育不良にして小豆の如きは枯死せる個所あり獨り玉葱の發育良好なりしは其の栽培方法の熟達せるためなるべし。

△稻作 苗代にありては播種の早きは四月十七日遅きは四月廿六日にして其後の天候不順なる爲病害を受け苗の發育を害せられ一般に苗不足なり其の被害の甚だしき個所は低溫なる山間に近き部落に多きを以て見れば氣候の寒冷なりしは病害を受けたるの一原因なるべしと信ぜらる。

植付の早きは六月七日なるも未だ最中に達せず、苗不足の甚しき所は岩木、裾野、高杉、新和、大浦の諸村なるも稻苗を節約し薄植するに於ては植付を爲し得ざる程の個所は生ぜざるの見込なり。

其植付の状況を見るに各所とも薄植にして苗不足の個所は一株の本數二本又は三本のものあり。

△養蠶 本郡本年の掃立數量八百枚(内交配種二

十八枚)昨年に比し一割餘の減數を來たせり、然るに飼育戸數に於て各村共増加せり。掃立枚數の減じたる所以は本年の積雪多きため栽培桑の被害を受けたるもの多く爲めに枝條の春切とならざるの止むなきに至らしめ殆んど春蠶用として供給すること能はざるにより大半は野桑に據らざるべからず之に反し夏秋蠶の掃立數量は桑園の關係上一倍の増加を見るに至るべし。

本春天候冷涼なりし爲め桑葉の開縦緩慢なるを以て掃期も昨年に比し三四日遅れたり早きもの五月廿四五日遅きもの六月一日頃を以て掃立を了せり第一冷期中冷涼なるため蠶兒の發育遅緩にして大半十日位にて就眠せり(放任育に係るもの)補溫育は八九日にて就眠を見たり其後の天候順當なりしを以て其經過良好なり。

目下早きものは四齡三四日目遅きもの二齡の盛食期大半は三齡の盛食期にあり交配種の景況は在來

種に比し經過良好なり而し新飼育者に於ては却て在來種に劣るが如し。

此後の氣候に激變なき時は好成绩を得ること疑なかるべし。

●會報代金領收報告

二四〇	自六十三號至六十八號	伊勢谷秀雄
四八〇	自六十二號至七十三號	前田榮之進
四八〇	自六十四號至七十五號	中里市四郎
四八〇	自六十四號至七十五號	石ヶ守繁太郎
四八〇	自六十四號至七十五號	横岡三郎
四八〇	自六十四號至七十五號	石岡兵左衛門
四八〇	自六十四號至七十五號	田澤友太郎
二四〇	自六十四號至六十九號	田中實徳
四八〇	自六十四號至七十五號	今義素

●新購讀者芳名錄

北津輕郡	板柳村	伊勢谷秀雄
上北郡	下田村	中里市四郎
三戸郡	野澤村	石ヶ守繁太郎
南津輕郡	田舎館	田澤友太郎
中津輕郡	岩木村	今義素
上北郡	畜産學校	目時晴美



耕作

仕付

一、農家に先祖より仕付と云ふ事有是を能抹にする時は必ず凶事有よし随分慎申べし借を古往は食汁の碗なども土にて拵へ用ひ候よし今の土器の如くなるものと思はれ候今も摺臼を土で拵へ用るところも白之候兎角農人は田を作して米を取米が有れば酒も出来大豆を作して味噌も出来堰川があれば魚もあり繩を張て鳥も取麻を作して着物に事缺く無く木を伐りて懸渡繩を以て結からげ葎蒔て屋根をふけば家も出来庭を織て敷井戸を穿て水を呑皆手細工に拵へて買ふ物多くなりしと昔の人の傳へなり古往の風義は好間敷所あり古往農人達の風義を仕付に致候は福ひ有べきなり我等が家も元祖より買ふ物多くなきを年中祝ひ申なり

一、我等を世上にて橋渡らずと申けな真中斗り渡るゆへ譽て給はる事なるべし段々嘶聞居るに其元のばかり至極感心致し情世上を見廻すに近年農家に買物多く成けるにや秋に成と年中の辛勞苦營も打忘れあれを買これを買ふ來年耕作飯米農具の入目も棚に上げ先毒物を數奇好む毒物とは借受なり農人が人の物を借受ては十人に一人も生る者はなし暨農具の類ても遣は減もし痛もする兎角借債せぬがよしと嗜之給へ物を借も碎なる衣類農具も質に置農家へ借くせ質くせの病が付代々譲りの田畑を放すを見ながら聞ながら我が身の上と思はず借くせ質くせの病をうつりと構て居大病となる事も知らざるが土衆なんとなら諸付合に爲せ子はならぬ事も有へし御咄の通り農人は山へ行薪を取麻を作して着物に事缺なん借て食喰らひ鹽をなめ一兩年も三年も木綿と着と茶酒をひつしりと留給へて養生をなされたら如何様快氣なさるべし何程耕作功者ても辛まちせぬと農人は立不申と存候とつくりと了簡し見給ふべし